

## 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい 電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定について

### I 背景

総務大臣は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 41 条第 3 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 27 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、平成 27 年 8 月 7 日に、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者数 100 万以上の電気通信役務）を提供するニフティ株式会社（本年 3 月 31 日までの旧名称。本年 4 月 1 日からの新名称は富士通クラウドテクノロジーズ株式会社。以下「(旧)ニフティ株式会社」という。）を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として告示（平成 27 年総務省告示第 278 号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件））により指定した。

(旧)ニフティ株式会社は、本年 4 月 1 日に、法人向けクラウド事業を中心とする(旧)ニフティ株式会社及び個人向け ISP 事業を中心とするニフティ株式会社（本年 4 月 1 日からの新名称。本年 3 月 31 日までの旧名称はニフティ分割準備株式会社。以下「(新)ニフティ株式会社」という。）に再編された。

当該再編により、(旧)ニフティ株式会社は、本年 4 月 1 日以降、平成 28 年度末時点で有料かつ利用者 100 万以上であった電気通信役務を提供しないこととなったため、電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、本年 5 月 9 日、総務大臣は(旧)ニフティ株式会社の指定を解除した。

(新)ニフティ株式会社は、本年 4 月 1 日に、(旧)ニフティ株式会社から平成 28 年度末時点で有料かつ利用者 100 万以上であった電気通信役務を承継したため、電気通信事業法第 41 条第 3 項に基づく総務大臣による指定対象の電気通信事業者となった。

本件は、このことを受けて、総務大臣による(新)ニフティ株式会社の指定を行うことについて、電気通信事業法第 169 条第 2 号の規定に基づき諮問するものである。

### II 指定の概要

電気通信事業法第 41 条第 3 項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として、総務大臣による(新)ニフティ株式会社の指定を行う。

なお、電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、当該指定は所要の告示（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）を改正することにより行う。

### III 施行期日

指定することが適当と認められた後、速やかに告示改正の手続きを行い、公布の日から施行する。